

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針

平成19年8月2日

北海道

目次

I	目的	1
II	公共工事を取り巻く状況	1
1	北海道の社会資本整備について	
	（1）社会資本整備の一層の重点化－社会資本整備重点化プラン	
	（2）既存施設の有効活用－ライフサイクルコストの重視	
	（3）環境への配慮－建設リサイクル	
2	北海道の建設業について	
	（1）北海道の建設業を取り巻く現状と課題	
	（2）北海道における建設業の役割	
III	品質確保の意義について	3
1	品質確保の意義と必要性	
2	品質確保に向けた基本的考え	
IV	品質確保に向けた取組方針	5
IV-1	発注関係事務における取組	5
1	総合評価方式の活用	
2	資格審査などにおける技術力などの適切な反映	
3	工事施行成績評定の活用	
4	工事の監督・検査の充実強化	
IV-2	その他の取組	8
5	「技術と経営に優れた企業づくり」の推進	
6	調査・設計における品質確保の推進	
7	市町村への支援	
V	取組の進め方	9
VI	参考資料	10
1	公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）	
2	公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に 推進するための基本的な方針について（基本方針）の概要	
3	北海道建設業審議会品確法取組方針等検討専門委員会について	

I 目 的

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が施行され、同年8月に「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が閣議決定された。

これを受け、公共工事の品質確保の促進を図り、良質な社会資本の整備を通じて道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的に、北海道として公共工事の品質確保の促進に関する基本的な方針を定めるものである。

II 公共工事を取り巻く状況

1 北海道の社会資本整備について

（1）社会資本整備の一層の重点化ー社会資本整備重点化プラン

道では、危機的な財政状況など、社会資本整備を巡る情勢が大きく変化する中、今後の社会資本整備に求められる方向性を示すため、平成16年11月に「北海道社会資本整備重点化プラン」を策定した。その中で、少子・高齢社会や高度情報通信社会、環境重視型社会への移行といった時代の潮流に対応した社会資本の整備や、民間投資に支えられた自立型経済構造への転換に資する観光基盤や物流効率化基盤などの社会資本整備のほか、生活基盤や農林水産業基盤・交通基盤・国土保全などの基礎的な社会資本の整備についても分野ごとに重点化を図っていくこととしている。

（2）既存施設の有効活用ーライフサイクルコストの重視

昭和30年代後半の高度経済成長期から、急速に整備を進めてきた各種の社会資本の老朽化が進み、近い将来、本格的な維持更新時代を迎え、その費用が大きな財政負担となることが想定される。このため、橋梁について計画的な更新や維持管理による施設の長寿命化への取り組みを進めているほか、道所有の建築物についても、施設の長寿命化やライフサイクルコスト縮減の取組のほか、設備投資・運営経費の最小化及び施設効用の最大化を総合的に推進する経営管理手法（ファシリティマネジメント（FM））を導入している。今後も、既存施設の有効活用を進めるとともに、新たな社会資本の整備にあたっては、ランニングコストや将来の施設の更新等を考慮するなど、ライフサイクルを通じた低コスト化に努めることとしている。

(3) 環境への配慮—建設リサイクル

近年、住民の環境に対する意識の高まりとともに、社会資本の整備においても、自然環境の保全や景観との調和など、環境への配慮に加え、環境への負荷の低減が重要となってきた。道においても、循環型社会システムを構築していくことを目的として、特定建設資材（コンクリート・アスファルト・木材）の分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化等について、リサイクルの円滑な実施を図るため、平成14年に「建設リサイクル法に係る北海道指針」を定め、再生資源の利用と廃棄物の減量化に努めている。

2 北海道の建設業について

(1) 北海道の建設業を取り巻く現状と課題

1) 建設投資

平成17年度の道内における公共・民間を合わせた建設投資額は約3.1兆円であり、ピーク時である平成5年度の約4.8兆円と比較して、35.6%減少している。また、公共・民間の構成比を見ると、公共投資が59.5%を占め、全国の36.8%と比較すると、公共投資に依存する割合が高い状況にある。今後も、国や地方公共団体の財政状況から、公共投資の減少は避けられないため、本道の建設業を取り巻く環境は、厳しさを増すものと考えられる。

2) 建設業許可業者数

平成17年度の道内の建設業許可業者数は23,777社であり、ピーク時である平成11年度の26,076社と比較して、8.8%減少しているが、全国の減少率9.8%に比べて減少幅が小さい。この間、全国での建設投資が約19%減少しているのに対し、道内の建設投資は約29%減少となっており、建設投資が大幅に減少する中、許可業者数はさほど減少しておらず、全国に比べ道内における企業間競争は一段と激化している状況にあると考えられる。

3) 建設業就業者数

平成17年度の道内の建設業就業者数は約26万人であり、ピーク時である平成7年から9年の約35万人と比較して約26%減少している。この間、建設投資は約31%減少しており、就業者あたりの建設投資額が減少していることから、今後、失業者の顕在化や低賃金化が懸念される。

（２）北海道における建設業の役割

１）社会資本の整備・維持

技術力を活かして良質な社会資本の整備に貢献するだけでなく、地域に密着して、冬期間の除排雪をはじめとするライフラインの維持管理においても、道民の生活基盤を守る役割を果たしている。

２）災害時における対応

平成１７年１０月に北海道と北海道建設業協会の間で防災協定を締結するなど、災害などの緊急事態の際に、地域に精通した人材や建設機械を活用して、行政と共に迅速かつ適切に地域の安全の確保と復旧にあたる役割を果たしている。

３）雇用や地域の活性化

北海道の建設業は就業者数の９．７％、総生産の８．５％と、全国に比べ大きな割合を占めており、地域経済を支えるとともに雇用の場を提供する役割を果たしているほか、地域社会の中核として、様々な活動を通し、地域に貢献している。

Ⅲ 品質確保の意義について

１ 品質確保の意義と必要性

北海道は国内の他地域に比べ、広大な面積を有し都市が点在しているため、物流・人流を自動車交通に大きく依存している。また、我が国最大の食料供給地域として重要な役割を担っており、その持続的発展のために物流、交通、農林水産等に係わる基盤整備が不可欠となっている。

さらには、近年地震や台風などによる自然災害が頻発し、住民生活や経済活動に大きな影響を与えていることから、道民が安全で安心して生活できる基盤の整備も重要である。

このように、北海道における社会資本の持つ意義は大きく、また十分とは言えないことから、今後、既存施設の有効活用や環境への配慮といった視点を踏まえつつ、質の高い社会資本を整備していく必要がある。

近年、北海道においては、公共投資が減少している中で、低価格競争の激化が懸念される状況にある。過度な低価格競争は工事の品質低下を招くおそれがあるだけでなく、技術開発や人材育成のために必要な投資を困難とし、将来的

には建設業全体の技術レベルの低下を招き、工事の品質確保が困難となるおそれがある。

こうしたことから、現在及び将来にわたり、道民の生活及び経済活動の基盤である社会資本の品質を確保するための取組を推進する。

2 品質確保に向けた基本的考え

建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質は、受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なることなどの特性を有している。また、積雪寒冷地である北海道においては、施工時期が工事の品質やコストに大きな影響を与えるという特性も有している。

個々の工事における品質確保のためには、入札及び契約の過程を通して発注者が適切に業者を評価し選定することが重要である。一方、長期的な視点から北海道の公共工事の品質確保を図るためには、地域に密着した建設業が担っている役割も踏まえ、道内において優れた技術と人材を持つ建設業の健全な発展を促す環境を整備する必要がある。

このような観点から、発注者である北海道が、主体的に責任を果たすことにより、建設業者の能力を適切に評価し、入札及び契約の過程に適切に反映させていかなければならない。そのためには発注者が事業の目的や工事の内容に応じ、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては価格に加え技術提案などの優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする総合評価方式の導入が重要である。また、これによらない場合においても、建設業者の技術力や施行能力を適正に評価することにより、工事の品質確保が図られるよう努める必要がある。

さらに、発注者である北海道が、「技術と経営に優れた企業づくり」のために建設業経営効率化の取組を推進し、品質の確保を図ることや、工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きな影響を与える、調査・設計業務の品質確保にも努めることが重要である。

また、北海道は国と連携をとりながら、市町村発注の公共工事においても必要な支援を行うことにより、品質確保に努める必要がある。

IV 品質確保に向けた取組方針

IV-1) 発注関係事務における取組

公共工事の品質確保にあたっては、建設業者の能力が適切に評価され、入札及び契約過程に適切に反映される必要がある。品確法の基本理念に則り、入札・契約をはじめとした発注関係事務の適切な実施、適切な評価を行うための発注関係事務の環境整備を図ることを前提として、以下に示す取組を推進する。

その際に、積雪寒冷地である北海道においては適期施工が重要である点と、行政コスト縮減の観点から、新たな取組の推進には事務量の軽減及び効率化が必要な点に留意することとする。

1 総合評価方式の活用

【現状・課題】

厳しい財政状況の下、公共投資が減少している中で、過度な低価格競争による、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質の低下が懸念されている。このような状況の中で品質確保を図るためには、技術的能力を有する建設業者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

【取組方針】

工事の内容に照らして必要がないと認められる場合を除き、技術的工夫の余地の大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための技術提案を求めるほか、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においても、施工計画や施工上の課題などについての技術提案や、施工実績を評価する簡易型総合評価方式を活用するなど、評価基準や実施要領の整備等、工事の円滑な実施に必要な措置を講じつつ、総合評価方式の導入を進めていく。

導入に当たっては、提案の求め方など、技術提案の審査・評価に係る事項は基本方針に基づくほか、簡易型総合評価方式の試行等を通して、品質確保のための施工体制、地域貢献の評価など、評価項目の選定や技術評価点の配分及び総合評価方式の効果等を検証し、反映させることとする。また、技術審査に係る手続きの簡素化等、入札手続所要期間を短縮することにより、適期施工に充分配慮することとする。

また、拡大を図るに当たっては、発注関係事務の一部に公共工事発注者支援機関に認定された機関を活用するなど、事務負担の軽減を図ることとする。

なお、総合評価方式の活用にあたっては、落札者の決定に際してその評価の方法や内容を公表するなど、透明性を確保することが重要である一方、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることから、その取扱いに留意することとする。

2 資格審査などにおける技術力などの適切な反映

【現状・課題】

本道の建設業は、公共投資の縮減により経営環境は一段と厳しさを増しており、企業間の競争の激化に伴う過度な価格競争の結果、優良な企業の健全な発展の阻害や、工事の品質低下が懸念される。

このため、技術と経営に優れた企業の健全な発展や、一層の工事の品質確保を図るためには、工事施工能力や技術力に重点をおいた技術的な評価、さらには地域に信頼され、貢献している企業の社会的な評価が重要である。また、個別工事の品質確保のためには配置予定技術者の資格や実績を評価することも重要である。

【取組方針】

競争性や公平性の確保に留意しながら、建設業の新分野進出、地域貢献度を技術・社会点の評価項目とするなど、企業の技術・社会的評価を資格審査に適切に反映させることとする。

また、個別工事の入札参加要件についても、過去の工事施行成績評定等、企業に対する技術的評価はもとより、工事の難易度に応じて、配置予定技術者についての保有資格や施工実績などの技術的評価を反映させていくこととする。

3 工事施行成績評定の活用

【現状・課題】

工事施行成績評定は、工事が設計図書や契約内容に沿って適切に実施されているかを、施工の体制や状況、出来形や出来ばえ、技術の難易度や創意工夫等を考査項目として、監督員、主任監督員並びに検査員が評定するものである。

また、工事施行成績評定は、公共工事の品質が確保されているかを判断する上で、非常に重要な指標であり、創意工夫や高度技術の導入にインセンティブを与えることで、建設業者の技術力向上を促す役割を持つことから、的確かつ公正に評定されることや評定結果を有効に活用し、公共工事の品質確保に役立

てていくことが重要である。

【取組方針】

工事施行成績評定が建設業者の技術力評価の重要な指標であることを踏まえ、総合評価方式において過去の工事施行成績を加算点として評価するほか、過去の工事施行成績を入札参加要件に設定するなど、活用を図る。

さらに、より適切な成績評定のため検討を進めるとともに、工事施行成績評定の結果を発注者間において相互利用できるようにするため、国の動向を踏まえながら発注者間で工事施行成績評定の標準化について、検討を進めることとする。

4 工事の監督・検査の充実強化

【現状・課題】

監督・検査は、工事が各種法令を遵守して安全に施工されていることや工事目的物が契約図書に定められた出来形及び品質等を確保しているかなどを確認することを目的として実施している。

近年、いわゆるダンピング受注などによる公共工事の品質低下への懸念から、工事の監督・検査の重要性が、より高まってきている状況にある。

【取組方針】

監督業務や技術検査、施行成績評定を適正に行うことにより工事の品質確保を図るため、監督員や検査員を対象とした専門研修の実施など監督員・検査員の技術力向上を図る。また、低価格で落札された工事の品質確保のため、監督・検査業務を重点的に行うなど、国の監督・検査に係る施策を注視しながら、適切な対応を図ることとする。

IV-2) その他の取組

5 「技術と経営に優れた企業づくり」の推進

【現状・課題】

工事の品質確保のためには、優れた技術力を持つ建設業が健全に発展していくことが重要であり、そのためには、技術開発や人材育成のために適正な利益を確保していく必要がある。

建設業は他の製造業と異なり、発注者から注文を受けて生産活動に入る受注産業の典型であり、原価管理に対する意識が他産業と比較して希薄になりがちであることから、建設現場における原価管理が適正な利益を確保する上で重要となる。

北海道においては、公共投資が削減される中で、建設業のコスト管理の向上など、建設業の経営効率化に資する方策を検討するにあたり、平成16年5月に産学官の委員を構成員とする「建設業経営効率化推進委員会」が設置され、平成17年3月に、この委員会から建設現場の効率化による企業の適正な利益の確保のために発注者が取り組むべき事項について提言を受けており、これに従って様々な取組みを実施中である。

【取組方針】

今後とも建設現場の効率化への支援を進めるとともに、受注者の協力の下、建設業経営効率化の取組みを引き続き推進することにより、「技術と経営に優れた企業づくり」を進め、公共工事の品質確保に資することとする。

6 調査・設計における品質確保の推進

【現状・課題】

公共工事の品質確保にあたっては、調査や設計の品質確保が非常に重要な役割を果たしており、測量や地質調査、設計業務の成果品は、建設段階から維持管理段階までの総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きな影響を与える。このことから、国においては、技術力を重視した業者選定方式の充実や成果品のチェック体制の強化等、調査・設計における品質確保の手法について検討が進められているところである。

【取組方針】

技術力を重視した業者選定方式として、高度な知識や技術を必要とする業務における、プロポーザル方式や総合評価方式の活用を検討するほか、調査・設計に携わる業者を適正に評価する手法の検討などを行い、入札参加段階における適正な業者の選定に努めるなど、国の検討結果等を踏まえた上で、公共工事に関する調査・設計についての品質確保の取組を推進することとする。

7 市町村への支援

【現状・課題】

公共工事の品質確保の重要性は、道発注の公共工事だけでなく、市町村発注の工事においても同様であり、発注関係事務の執行体制が十分ではない市町村においては、工事の内容が高度であるために積算、監督・検査、工事施行成績評定、技術提案の審査などの、発注関係事務を適切に実施することが困難である場合があることから、支援体制の整備が必要である。

【取組方針】

国との連携による、市町村が活用しやすい総合評価方式の仕組み作りや、総合評価方式や建設業経営効率化などの説明会による普及啓発、情報提供のほか、道が実施する研修や検査の現場に市町村職員が参加できるようにするとともに、公共工事発注者支援機関に認定された機関の活用促進など、市町村の発注関係事務の支援体制の整備に努めることとする。

V 取組みの進め方

本方針に規定する公共工事の品質確保に関する施策を確実に実施するためには、道や市町村等における発注者の体制等を考慮し、これを適切に推進していくことが必要である。

このことから、道においては、施策の実施状況について適時把握し、実効性の高いものとしていくなど、計画的に進めるよう努めることとする。

また、道は公共工事の品質確保に向け、国や市町村との連携を強化し情報交換に努め、協力して施策を推進していくよう努めることとする。

VI 参考資料

1 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

（平成17年3月31日法律第18号）

（目的）

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

（基本理念）

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用

されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

- 6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。
- 7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(発注者の責務)

第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(基本方針)

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
 - 二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針
- 3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進

に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。)及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

- 4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第九条 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)、特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあっては、その長)及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十一条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

第十二条 発注者は、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)に対し、技術提案を求めよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。
- 4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

- 第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。
- 2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

- 第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

- 第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とするときその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。
- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 公共工事の品質確保の促進に関する施策を

総合的に推進するための基本的な方針について（基本方針）の概要

（平成17年8月26日閣議決定）

概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、公共工事の発注者である国、特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の品質確保の促進を図るため取り組むべき基本的な方針として定めるもの。

基本方針の内容

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

- 競争参加者から技術提案を求めるように努め、価格と技術提案の内容を総合的に評価。

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

(1) 有資格業者名簿作成に際しての資格審査

- ・経営状況や施工能力に関する事項だけでなく、工事实績や工事成績評定結果等を活用。
- ・防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられる。

(2) 個別工事に際しての技術審査

- ・建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査に加え、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行い、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定。

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(1) 技術提案の求め方

- 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱う。

施工計画：工程管理、施工上配慮すべき事項、品質管理方法など

- 発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、下記の評価項目を設定。

施工上の提案：安全対策、交通や環境への影響、工期の縮減 等

工事目的物の性能：強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト 等

(2) 技術提案の適切な審査・評価

○一般的な工事において求める技術提案の審査は、施工計画や品質管理に関して行う。

施工計画：施工手順・工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等

品質管理：品質確認頻度、方法 等

競争参加者の工事の実績・成績、配置予定技術者の経験 等

○これらの評価に加え、施工上の提案や高度な技術提案を求める場合は、提案の実現性や安全性等について審査・評価。

(3) 技術提案の改善

○技術提案の改善を求め、又は提案する機会を与えることができる。

○透明性の確保のため、概要を速やかに公表。

(4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

○最も優れた提案が採用できるよう予定価格を作成することができる。

○中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取。

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

○国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者決定についても意見を聴取。

○地方公共団体においては、総合評価方式の実施、落札者決定、又は落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取。

○この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面での工夫も可能。なお、学識経験者には意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

○評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、工事成績評定項目の標準化。

○監督については、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると思われる場合には、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備。

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

○各省各庁は、技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施のための資料を作成。

○これらの資料を踏まえ、各発注者は各々の取り組みに関する基準や要領の整備に努める（整備が困難な場合、国及び都道府県が支援）。

7 調査及び設計の品質確保に関する事項

○測量・地質調査及び建設コンサルタント業務の成果が、公共工事の品質に大きく影響。

○競争参加者の技術的能力を審査し、技術提案を求める。この場合、技術者の経験等を適切に審査・評価。

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

○各発注者による体制の整備、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用。

○国及び都道府県の支援策

発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成。

発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

○当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行うことができる公益法人等を活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める。

9 施策の進め方

○各発注者の体制等にかんがみ、段階的かつ計画的に推進していくことが必要。

○政府は、基本的な施策の実施状況について調査を行い、その結果を公表。

○各発注者間の協力体制の強化。

3 北海道建設業審議会品確法取組方針等検討専門委員会について

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」の策定に当たり、民間有識者から広く意見等を聴取しながら検討を進めるため、平成18年2月3日に開催された北海道建設業審議会において「品確法取組方針等検討専門委員会」の設置が了承された。

平成18年3月から平成19年7月にかけて開催された5回の委員会では、北海道における公共工事の品質確保のための基本的な考え方や個々の取組について、様々な視点から貴重なご意見をいただき、取組方針策定の上での参考とさせていただきます。

《品確法取組方針等検討専門委員》

北海学園大学経済学部 教授	高原 一隆 (座長) ※
北海道大学大学院工学研究科 准教授	高野 伸栄
(社) 中小企業診断協会北海道支部 専務理事	平野 陽子 ※
伊藤組土建株式会社 人事部長	柳町 強
宮坂建設工業株式会社 執行役員統括営業部長	山田 治
株式会社ドーコン 構造部構造審査室 室長	山口 光男
岩見沢市役所 企画財政部検査室長	塚本 典夫

(※印の委員は建設業審議会委員、職名等は第5回委員会時)

《開催記録》

平成18年3月15日	第1回専門委員会	開催
9月28日	第2回専門委員会	開催
12月19日	第3回専門委員会	開催
平成19年3月30日	第4回専門委員会	開催
7月19日	第5回専門委員会	開催